

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-44)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	374,091	512,441	359,364	491,133
		補正予算(b)		80,407	150,000	
		繰越し等(c)	▲ 92,195	▲ 114,804	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	281,895	478,044	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	180,392	464,476	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2015 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月閣議決定)					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量		<p>放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等に基づき、除染等の措置等を実施中。 除染特別地域内の全市町村において平成26年7月までに除染特別地域内除染実施計画を策定しており、同計画に基づき国が除染を実施しているところ。平成26年3月末までに、田村市、楡葉町、川内村及び大熊町の全体並びに常磐自動車道については、計画に基づく除染が終了した。また、平成26年末までに、葛尾村及び川俣町の宅地部分について計画に基づく除染が終了し、飯館村の宅地部分についても概ね終了したところ。除染の終了していない南相馬市、飯館村、川俣町の宅地以外、葛尾村の宅地以外、浪江町、富岡町及び双葉町については同計画に基づき、除染を実施しているところ。</p>	
		<p>年間の追加被ばく線量1ミリシーベルトは、長期的な目標であり、モニタリングや食品の安全管理など放射線リスクの適切な管理を総合的に行うことにより目指すもの。 そのための対策の一つとして、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等に基づき、市町村が中心となって除染を実施する区域についても、当面の策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され作業が進められており、公共施設等の8割以上で除染が実施されるなど着実な進捗が見られているところであり、計画した除染が終了した市町村も見られる。</p>		<p>長期的な目標</p> <p>総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す</p>	—

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
	中間貯蔵施設の供用開始	放射性物質汚染対処特措法等に基づき、中間貯蔵施設の整備に向けた取組を実施。具体的には、住民説明会の開催等を経て、平成26年9月には福島県、同年12月には大熊町、平成27年1月には双葉町より施設の建設受入れの容認があった。また、県外最終処分の方案の成立、輸送基本計画/実施計画の策定、中間貯蔵施設等に係る交付金を含む平成26年度補正予算の成立等を踏まえ、平成27年2月には、搬入開始に当たっての県からの確認事項である5項目についての国の対応状況を地元を示し、搬入を受け入れていただいた。その後、同年3月から、大熊町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送を開始しており、大熊町、双葉町、田村市及び富岡町については終了し、川内村、広野町、浪江町、葛尾村及び楢葉町についてはパイロット輸送を実施しているところ。	平成27年  供用開始	○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  ○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成26年3月末までに、田村市、楢葉町、川内村及び大熊町の全体並びに常磐自動車道について計画に基づく除染が終了した。また、平成26年末までに、葛尾村及び川俣町の宅地部分について計画に基づく除染が終了し、飯館村の宅地部分についても概ね除染を終了したところ。市町村が中心となって除染を実施する区域についても、当面の策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され作業が進められており、公共施設等の8割以上で除染が実施され、94市町村のうち48市町村で除染が完了又は概ね完了するなど、着実な進捗が見られる。  ○放射性物質汚染対処特措法等に基づき、中間貯蔵施設整備に向けた取組を実施。平成23年に示したロードマップに基づき、平成27年1月を目途として施設の供用を開始すべく、最大限の取組を行ってきたところ。その結果、平成27年2月に福島県並びに大熊町及び双葉町から搬入を受入れていただき、当初の予定からは遅れることとなったが、同年3月から両町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送を開始することができた。
	施策の分析	○除染作業の実施にあたっては、仮置場の確保、地権者の同意取得及び作業員の確保が前提となる。国が除染を行う除染特別地域については、着実に事業が進捗しており、引き続き、復興の動きと連携し、インフラ復旧と除染工事の一体的施工の実施などの除染の加速化・円滑化のための施策を総動員し事業を実施していく。市町村が中心となって除染を実施する区域についても、除染が終了した市町村も見られており、引き続き、財政的措置はもとより、技術的支援を行っていく。  ○平成27年3月から大熊町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送を開始し、他の自治体からも順次搬出を行っているところ。今後、中間貯蔵施設への継続的な搬入を行っていくためには、用地の確保が大前提であり、引き続き、地権者への丁寧な説明等の用地確保に関する取組や施設の着実な整備を行う。現在実施しているパイロット輸送を進め、本格的な搬入に向けて、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認するとともに、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分に向けた技術開発や国民理解の醸成等の必要な措置を着実に実施する。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、除染、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進に向け、政府一丸となって取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会等
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	除染の進捗等については随時、『環境回復検討会』等において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに資料及び議事録を公表しているところ。
---------------------------	---

担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------------------------------	--------------------	--	----------	---------

10-2表1 評価結果(一般公衆の年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約50	約40	約10
除染特別地域	約67		約27
重点調査地域	約62		約22
合計	約64		約24

出典: 第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

10-2表2 評価結果(子どもの年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約60	約40	約20
除染特別地域	約66		約26
重点調査地域	約64		約24
合計	約65		約25

出典: 第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」